

土木事務所長に対する都市計画法等に係る事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月二十九日

奈良県知事 山下 真

奈良県規則第五十八号

土木事務所長に対する都市計画法等に係る事務委任規則の一部を改正する規則

土木事務所長に対する都市計画法等に係る事務委任規則（昭和五十七年四月奈良県規則第三号）の一部を次のように改正する。

第二項第五号中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改める。

附 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。